

■新規セミナー確認テスト■（介護予防）訪問入浴介護

(問) 以下の記述について、正しいと思われる場合には○を、間違っていると思われる場合には×を記入してください。

(解答欄)

(1)	指定居宅サービスの提供にあたっては、介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならない。	(1)
(2)	事業所の運営規程には、虐待の防止のための措置に関する事項を記載する必要がある。	(2)
(3)	事業所ごとに、独立した虐待防止検討委員会を必ず設置しなければならない。	(3)
(4)	指定居宅サービス事業者は、従業員全員に、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させなければならない。	(4)
(5)	指定居宅サービス事業者は、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しなければならない。	(5)
(6)	指定居宅サービス事業者は、感染症に係る業務継続計画だけを策定しておけばよい。	(6)
(7)	指定居宅サービス事業者は、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための措置を講じなければならないが、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれる。	(7)
(8)	訪問入浴介護事業所の管理者は、業務に支障がなければ、近隣にある同一法人の別の訪問入浴介護事業所の管理者を兼務することができる。	(8)
(9)	訪問入浴介護事業所の管理者は、業務に支障がなければ、同一敷地内にある同一法人の訪問介護事業所の管理者を兼務することができる。	(9)
(10)	看護職員は派遣会社から派遣してもらっているので、看護師資格の確認は訪問入浴介護事業所で行う必要はない。	(10)
(11)	就業規則で常勤が勤務すべき時間を週40時間としている事業者に、パート（非常勤）として雇用された介護職員であっても、常勤職員と同じく週40時間勤務すれば、介護保険法令上は常勤の扱いとなる。	(11)
(12)	看護職員が外部研修に行くため不在となる日だったが、利用者とその家族から同意を得られたので、主治医には特に確認せず、介護職員3人でサービス提供した。	(12)
(13)	週1回の訪問入浴の予定だった利用者から、週2回に増やしたいとの話があったので、まずは担当ケアマネジャーに連絡した。	(13)
(14)	サービス提供の記録は、サービスを提供した日から2年間保管しなければならない。	(14)
(15)	料金表に位置付け、予め利用者又はその家族に説明を行い、利用者の同意が得られていれば、タオル代を利用者から徴収することができる。	(15)
(16)	運営規程は事業所指定を受けた時に作成されていればよく、従業員の人数が変わっても特段の修正は不要だ。	(16)
(17)	介護職員を新たに採用し、増員となったが、県への変更届の提出は不要だ。	(17)
(18)	身体の状態が安定しており、主治医からも入浴により当該利用者の身体の状態に支障が生じる恐れはないとの意見を確認している利用者に対しては、絶対に介護職員3人（予防の場合は2人）でサービス提供しなければならないが、所定単位数の95%で請求を行う。	(18)
(19)	介護予防訪問入浴介護を利用していた利用者が、要介護認定の更新等にもない一体的に運営している訪問入浴介護事業所からサービス提供を受ける場合は、改めてサービス提供契約を締結しない場合でも初回加算は算定できる。	(19)
(20)	算定要件のうちの「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」の実施に当たっては、登録ヘルパーを含めて、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催してもよい。	(20)